

生徒指導に関する規程

生活に関するきまり (生徒手帳記載内容) H23年度 (一部記載変更)

第1条 生活信条 (校訓＝心清和・体清毅・生活清快)

- a 人格を尊重し、礼儀、マナーをわきまえた美しい心づかいの中に、青年のみずみずしさと広く豊かな心のつながりを保とう。
- b 本校の教育方針に従い、本校のスクールカラーにそって、心身ともに清朗な健康色にみちた生活を築こう。
- c 本校の諸規則にのっとり、真理を究め、人格陶冶、人格完成をめざす場として創造的な学校生活を営もう。
- d 勤勉で健康な、そして豊かな人間性を形成しよう。
- e 知・情・意の調和をはかり、円満でかつ豊かな人間として社会に貢献しよう。
- f 生命尊重の精神をあらためて認識し、なにごと安全を確認して行動しよう。
- g 何事にも余裕の気持ちを持ち、沈着、冷静かつ迅速に行動しよう。
- h 身だしなみ・服装は清潔な美しさを保とう。
- i 保健衛生、環境衛生に心を尽くし、十分な学習環境を築こう。
- j 公共心、協調性、自主性、積極性かつ責任感を養い、快適な集団生活を営もう。

第2条 身だしなみ・服装に関して

- ・ 本校は学校服 (制服) を定めているので、学校生活の場にある時は、特に指示がある場合以外、学校服 (制服) を着用すること。
- ・ 冬服・夏服の期間については、原則として下記の通りとするが、具体的な移行期間については、生徒指導部より別途指示する。
- ・ 冬服 …4・11・12・1・2・3月
- ・ 移行期間…5・6・9・10月
- ・ 夏服 …7・8月

ア 冬服

- ① 指定のブレザー、必ずネクタイを着用する。
- ② 防寒のため指定のセーター・ベストを着用してもよい。
- ③ 登下校の際、防寒着 (オーバーコート、マフラー、手袋) を着用してもよい。

イ 夏服

- ① 指定のシャツを着用する。
- ② シャツの裾は、ズボン・スカートの中に入れる。

③ ネクタイは着用しない。

ウ 移行期の服装

① 上着を着用する場合はネクタイを着用すること。

② 夏服・冬服の服装に加え、指定のシャツに指定のセーター・ベストを着用してもよい。その際ネクタイは着用しなくてよい。

エ 頭髪は清潔にし、着色、脱色やパーマネントは禁止する。

オ 化粧・ピアスなどは禁止する。

カ 通学靴は革靴か運動靴とし、サンダル、ブーツ類、スパイクは禁止する。

キ 負傷などで定められた服装ができない場合は、事前に異装願（担任－指導部）を提出すること。

第3条 登下校時刻

ア 通常の登校時刻＝8時15分までに（特に場所を指示される以外は）校門に入ること。

イ 下校時刻は原則、午後16時45分。

ただし、部活動・行事の準備・学習などの場合は監督教師の許可を条件に、

夏時刻（4月～10月）＝18時30分

冬時刻（11月～3月）＝18時00分 とする。

ウ なお公式大会、行事前、または特に理由がある場合は、保護者の了承と担任・顧問・責任教師の許可を得て、下記の範囲内で延長・残留活動を行うことができる。

(1) 平日（授業日）の延長・残留活動の許可の対象と実施方式の設定について
大会やコンクール（文化祭行事なども含む）などの成果をあげるため、または特に理由がある場合は、次の2つ（A方式／B方式）のいずれかにより、1時間以内の延長活動ができる。

① A方式（対象＝運動部、文化部、学校行事）

大会、行事の3週間前から、延長活動が可能

（大会とは、高体連・高野連・高文連の主催もしくは共催の大会。私設大会、練習試合、部独自の発表会などは含まない。）

② B方式（対象＝運動部）

年間60日以内で、延長・残留活動の時間を設定可能。

(2) 長期休業中、休日（土・日・祝日）の延長は原則として認めない

・夏時刻（4月～10月）下校時刻18時30分（延長を認めない。但し7月の補習期間は除く）

・冬時刻（11月～3月）下校時刻18時00分（延長を認めない）

・長期休業中の生徒昇降口の開錠は8：00、施錠は16：45である。

(3) 考查前1週間及び考查中の延長・残留活動の終了時刻等について

考查前1週間及び考查中の練習は原則禁止。ただし上記の条件内で、顧問・責任教師が必要と判断した場合は、保護者の了承を得て、延長・残留の活動を行うことができる。

- ・ 考查1週間前 活動終了時刻 17時00分
- ・ 考查期間中 活動終了時刻 14時00分
- ・ 考查期間中の休日（土日祝） 半日以内で終了
- ・ 考查期間中の早朝練習 極力控える

(4) 早朝の練習・活動の為の時刻について

早朝練習を実施する場合は、生徒及び家庭の状況を考え、無理のない朝の活動時間を各顧問・責任教師で設定すること。

- ・ 正門の開錠 7：00 校務員により開錠
- ・ 正面玄関の開錠 7：30（東西生徒昇降口＝7：30）警備システム

開錠

早朝練習での部室の使用は認める。

- ・ 体育準備室の開錠 7：30頃（体育科教員が開ける場合）
- ・ 部室の鍵の返却 8：15 確実に返却厳守すること。

自主練習ではなく、団体としての早朝活動を継続して実施する場合は、各顧問・責任教師は保護者から了承を得ること。

※（保護者への文書・承諾書は各顧問が作成し、生徒指導部へ一部提出すること。）

● 延長届申し合わせ

① A/Bの併用はできない。各団体で、年間を通してどちらかを選択すること。

② B方式を選択する場合は年度始めに生徒指導部に申し出て、毎学期の初めにその学期（長期休業中を含む）に予定されている大会を含む練習計画表（生徒指導部が作成したもの）の記入・提出を求める。（雨天などによる減数は考慮しない。）

③ A/Bどちらの方式を採用するにしても、延長・残留届けを生徒指導部へ提出し、あわせて保護者の了承を得ること。

④ 延長・残留の活動は顧問が付き添い、部室及び活動室の鍵の返却、戸締り、完全下校を顧問が確認すること。

⑤ 出張などで顧問不在の場合、生徒のみの活動は許可しない。

※ A方式での設定期間では、練習内容、技術力、体力などの向上に適切では

ないと顧問が判断した場合（たとえば、大会前は練習量を減らす方針であるなどの場合）は、B方式により年間60日以内で、延長・残留の時期を設定することができる。

※ 60日の根拠は、A方式の場合の、県総体神戸地区予選前3週間の延長（平日15日分）県総体本大会前の3週間の延長（平日15日分）、秋の県新人大会神戸地区予選前3週間の延長（平日15日分）、県新人大会本大会前の3週間の延長（平日15日分）の合計60日分を大会のパターンとして設定したものである。

平日（授業がある日常）の延長・残留活動について
大会やコンクール（文化祭行事なども含める）などの成果をあげるために、下記方式（A/B）により1時間以内の延長活動をすることができる。

・夏時刻（4月～10月） 下校時刻18：30 延長の場合19：30完全下校

・冬時刻（11月～3月） 下校時刻18：00 延長の場合19：00完全下校

※ 放課後の機械警備による校舎の施錠は、生徒昇降口（東西共）17：30、正面玄関は18：30とする。（なお、時間差を設けているのは、外部進入監視などの防犯上のため）

第4条 校内のきまり

- ア 学校に必要でないものを校内に持ち込まないこと。
- イ 登校後、やむを得ない理由がある場合以外は校外に出てはならない。
- ウ スマートフォン等の使用は学校生活に支障を及ぼさないように注意する。
- エ 学校生活においては、法律に反したり、他に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行動をしないように注意する。

第5条 アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止する。アルバイトをする必要がある場合は、学級担任と相談の上、アルバイトを申請すること。

第6条 諸届・許可

- ア 欠席・遅刻は原則として、事前に保護者より学校に連絡すること。生徒手帳の「諸届・許可」を利用してよい。

- イ 遅刻した場合は職員室に行き、遅刻届を出し教室入室許可を得る。
- ウ 登校後、病気などで早退しようとする時、やむを得ず外出しなくてはならない時は学級担任に届け出て早退許可証・外出許可証をもらい、帰宅後、学校に連絡を入れること。
- エ アルバイトは学級担任と相談し、「アルバイト申請書」を提出し承認されれば具体的なアルバイト先などを記した「アルバイト就業届」を提出すること。
- オ 校内でポスター掲示・ビラ配布・刊行物の配布をする場合は担任・顧問・責任教師の承認と、生徒指導部の許可を必要とする。
- カ 校内で学校が規定する以外の集会・募金活動などをする場合は担任・顧問・責任教師の承認と、生徒指導部の許可を必要とする。
- キ クラス・部などが校内で、行事を行う場合は、担任・顧問の承認と付き添いを必要とする。
- ク 教室・体育館・運動場・その他、校内施設と諸器具を使用するときは、担任・顧問・管理責任者などに相談の上使用すること。
- ケ 校舎・施設・器具などを破損した場合は必ず担任・顧問・管理責任者・総務部に届け出ること
- コ 校内での盗難被害・遺失物・拾得物は担任・顧問または生徒指導部に必ず届け出ること。
- サ 校内での政治的活動、宗教的活動は禁止する。

第7条 登下校・交通ルールに関して

- ア 通学方法は電車、バス、徒歩とし、単車、自転車などの使用は禁止する。
ただし、一般の交通機関が不便な場合などは、最寄りの駅までの自転車の利用は申請により許可する。
- イ 登下校時、交通規則・マナーを守ること。
- ウ 原付・自動二輪車は「買わない・乗らない・免許を取らない」こと。